

## 議案第 19 号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 25 年 4 月 1 日から埼玉県市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させ、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項中「坂戸、鶴ヶ島下水道組合 久喜地区消防組合」を「坂戸、鶴ヶ島下水道組合」に、「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 埼玉西部広域事務組合 加須鴻巣学校給食センター組合」を「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合」に、「大里広域市町村圏組合」を「大里広域市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。